(前提)これまで予算措置された東日本大震災復興関係事業(復興に向けた各種 交付金等)や各種制度(復興特区等)を最大限に活用するほか、今般の福島 特措法改正による新たな制度も効果的に活用し、復興を加速する。

取組方針

予算要望の基本的考え方】

- ○平成28年度以降の復興財源を確実に確保できるよう、長期の財源の確保を 定める国の福島復興再生基本方針等を踏まえる。
- ○具体的には、基本方針等に基づく国の取組の進捗状況を把握の上、 継続が必要な施策を確実に国に求める。
- ○新たな要望は、実際に制度化されることを見越して、事業内容や予算額に ついて具体的な提案ができるよう予めしっかりと準備する。
- ○要望する項目は、緊急性、重要度を重視しつつ、復興を総合的に進める 観点から、県全体として整合性のある内容とする。
- ○復興庁の概算要求スケジュールを見据えて取り組む。

I予算要望の5つの視点】

- ① 市町村等の現場の実情・課題をしっかりと踏まえた対応
- ② 復興ステージの状況変化に応じた的確な対応
- ③ イノベーション・コースト構想の実現に必要な施策に関する政府予算確保
- ④ 避難地域の将来像を踏まえた、必要な施策に関する政府予算確保
- ⑤ 平成28年度以降の復興を推進するために必要な制度の継続及び改正 並びに政府予算確保

(以上、6月までに整理が必要)